

農山漁村地域整備計画評価書

計画の名称	さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅱ期)																	
計画主体	香川県																	
対象市町	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、多度津町、まんのう町																	
計画の目標	農業従事者の減少や、高齢化、さらには厳しい農業情勢の中、農家の生産意欲が低下していることから、ため池整備のほか、農地・農道・用排水路などの生産基盤や、農村の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより農業経営の安定と地域の活性化を推進する。																	
計画指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">目標</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 30%;">指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>農業生産基盤整備により、生産性の向上を図る農地面積</td> <td>239ha</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>農産物輸送や通作などの効率化に向け整備する農道の路線数</td> <td>4路線</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る面積</td> <td>116ha</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>集落排水施設等を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数</td> <td>11集落</td> </tr> </tbody> </table>			目標	項目	指標	①	農業生産基盤整備により、生産性の向上を図る農地面積	239ha	②	農産物輸送や通作などの効率化に向け整備する農道の路線数	4路線	③	老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る面積	116ha	④	集落排水施設等を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数	11集落
目標	項目	指標																
①	農業生産基盤整備により、生産性の向上を図る農地面積	239ha																
②	農産物輸送や通作などの効率化に向け整備する農道の路線数	4路線																
③	老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る面積	116ha																
④	集落排水施設等を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数	11集落																
対象事業及び関連事業	<p>○対象事業</p> <p style="text-align: center;">農村集落基盤再編・整備事業 6 地区 農道整備事業 1 地区 農業集落排水事業 6 地区</p> <p style="text-align: center;">海岸保全施設整備事業 1 地区 農業農村整備実施計画策定事業 11 地区</p> <p>○全体事業費</p> <p style="text-align: center;">対象事業 5,385,829 千円</p>																	

【評価】

項目	評価	項目	説明
目標の妥当性	○	1 関連する計画との整合性が図られているか。	(上位計画である「香川県農業・農村基本計画」に基づき策定され、目標との整合が図られている。また、「香川県県有公共施設等総合管理計画」に基づき、農地海岸の個別施設計画策定を見据えた施設機能診断を新たに盛り込んでいる。) 上位計画である「香川県農業・農村基本計画」に基づき策定され、目標との整合が図られている。また、「香川県県有公共施設等総合管理計画」に基づき、農地海岸の個別施設計画策定を見据えた施設長寿命化計画策定にも着手予定である。
	○	2 地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	「県民の期待に応える食の安定供給」や「産業として自立できる農業の実現」、「魅力ある農村の振興」を柱に施策を展開することによって、地域の課題である農業生産基盤の整備や農村生活環境の向上が図られることから、目標に適切に対応している。
	○	3 対象事業の事業内容が目標と指標に密接に関連しているか。	農地や農業水利施設の整備は「生産条件の整備」に、農業集落排水施設の更新・増改築は「多面的機能の維持」に寄与しながら、本プランの目標を達成するものであり、各事業に対応する指標とも密接に関連している。
整備計画の効果・効率性	○	1 事後評価ができる適切な指標となっているか。	各指標は、事業完了時あるいは年度の事業実勢により、その内容を確認できることから適切な指標となっている。
	○	2 対象事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。	各指標は、それぞれの事業を実施することによってもたらされる主要な効果を反映しており適切なものとなっている。
整備計画の実現可能性	○	1 円滑な事業執行の環境が整っているか	事業の内容や費用負担などについて、関係市町、農家、地元住民等との合意形成が図られ、土地改良法事業にあっては地元同意が得られていることから、円滑な事業執行の環境が整っている。
	○	2 地元の機運が醸成されているか。	地元農家や関係団体からなる事業推進協議会等が設立され、事業の早期完成要望が強いことから、地元の機運は醸成されている。
	-	3 対象事業のうち新規着工地区について、事前に実施要件の確認がなされているか。	該当なし

【評価結果】

実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項(1)目標の妥当性、(2)整備計画の効果・効率性、(3)整備計画の実現の可能性について、適正と判断する。